

設備条件確認書（内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所）

点検頻度 3 ヶ月に 1 回以上

次の 1 及び 2 の設備条件に適合すること	
1. 内燃機関又はガスタービン、発電機及び制御装置が 1 の筐体に収められている設備	適 ・ 否
2. 当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者（①～③のいずれかに該当する者）との契約により保守が実施されるもの	
①当該設備を製造した者 名称又は氏名	適 ・ 否
②当該設備を製造した者との間で当該設備の保守を行うことを提携している者 名称又は氏名	適 ・ 否
③自家用発電設備の保守に必要な知識及び技能を有する者 氏名 資格名	適 ・ 否

点検頻度 6 ヶ月に 1 回以上（ガスタービンを原動力とする火力発電所に限る。）

上記 1、2（①又は②に限る）及び次の 3～8 の設備条件のすべてに適合すること	
3. 発電機と接続して得られる電気の出力が 300kW 未満のもの	適 ・ 否
4. 最高使用圧力が 1,000kPa 未満のもの	適 ・ 否
5. 最高使用温度が摂氏 1,400℃ 未満のもの	適 ・ 否
6. 発電機と一体のものとして 1 の筐体に収められているものその他の一体のものとして設置されるもの。（ただし、燃料設備及びばい煙処理設備については、この限りではない。）	適 ・ 否
7. ガスタービンの損壊その他の事故が発生した場合においても、当該事故に伴って生じた破片が当該設備の外部に飛散しない構造を有するもの	適 ・ 否
8. ガスタービンの軸受の潤滑剤として空気を使用するもの	適 ・ 否